ONE ASIA LAWYERS

失業保障制度の実施に関する政府規則 2021 年 37 号を改正する政府規則 2025 年 6 号

2025 年 3 月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士　馬居 光二
インドネシア法弁護士　Prisilia Sitompul

1. はじめに

インドネシア政府は 2025 年 2 月 7 日付で、政府規則 2025 年 6 号（「**GR 6/2025**」）を施行致しました。GR6/2025 は、失業保障制度（**JKP**（*Kehilangan Pekerjaan*））の実施に関する政府規則 2021 年 37 号（「**GR37/2021**」）を改正するものです。同規則に基づき、雇用者によって会社に解雇された従業員は、賃金の 60%を最長 6 ヶ月間受給することができることになります。

2. 失業保障制度（**JKP**（*Kehilangan Pekerjaan*））について

JKP は、2020 年に施行された法律 2021 年 11 号（「**オムニバス法**」）において、失業した従業員の保護を目的に導入された制度で、GR37/2021 においてその詳細が規定されておりました。内容としては、一定の要件を満たすインドネシア人従業員に対して、失業保険金の給付、求人データ等の情報取得支援、職業訓練等を提供するものです。

3. 改正後の JKP の主要ポイント

(1) GR6/2025 による改正後の JKP については、主要な要件となります。

- **社会保障制度への加入**：加入者が、雇用主によって、労働者社会保障制度に既に加入しているか、新たに加入した労働者であること（第 4 条 1 項)。
- **国籍と年齢：**加入者が、インドネシア国籍を有すること、登録時に 54 歳未満であること、雇用契約（PKWT または PKWTT）を結んでいること(第 4 条 2 項)
- **就労意欲**：被雇用者、自営業者、起業家のいずれであっても、再度の就労の意思があること(第 19 条 2 項)
- **拠出期間**：加入者が、解雇される前 24 カ月の間に、少なくとも 、12 ヶ月の BPJS 雇用保険(BPJS Ketenagakerjaan)の保険料を納付していること (第 19 条 3 項)
- **除外事項：**退職、後遺障害、定年退職、死亡により解雇された場合は受給資格なし。(第 20 条 1 項)
- **給与上限：JKP** の対象となる賃金の上限は 500 万 IDR で、賃金がこの金額を超える場合には 500 万 IDR を基準とする(第 21.3 条および第 21.4 条)
- **給付割合：**GR37/2021 では最初の 3 ヶ月が賃金の 45%、最後の 3 ヶ月が 25%とされていたが、GR6/2025 において、最長 6 ヶ月間毎月賃金の 60%を受給できる旨規定された。
- **会社倒産の場合**：GR6/2025 によって破産によって会社が保険料を滞納している場合にも、労働者は JKP を受給できる旨が消え地された。

(2) 保険料

GR37/2021 において JKP プログラムの保険料は、月給の 0.46%とされておりましたが、GR6/2025 によって 0.36%に引き下げられました。

4. 結論

GR 6/2025 は、制度を維持しつつ、失業者に対する給付を強化する趣旨で上記のような点を改正しております。インドネシア人従業員を雇用する在インドネシア日系企業各社においても、同制度の内容を把握することが重要となります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ https://oneasia.legal または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>

馬居　光二
One Asia Lawyers Indonesia Office 代表
日本法弁護士
日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。
koji.umai@oneasia.legal

Prisilia Sitompul（プリシリア・シトンプル）
One Asia Lawyers Indonesia Office
インドネシア法弁護士
インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセルとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。
One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。
sitompul.prisilia@oneasia.legal